

# 認定輸出者自己証明制度に係る 認定申請手続について

平成21年7月

経済産業省原産地証明室

# 1. 原産地証明法の改正について (認定輸出者自己証明制度の導入)

# 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律

日本・スイス経済連携協定の的確な実施を確保するため、輸出者自ら作成する原産地証明書に関する制度等を追加する。平成21年7月10日に国会承認。9月1日施行予定。

## 1. 経済連携協定と本法

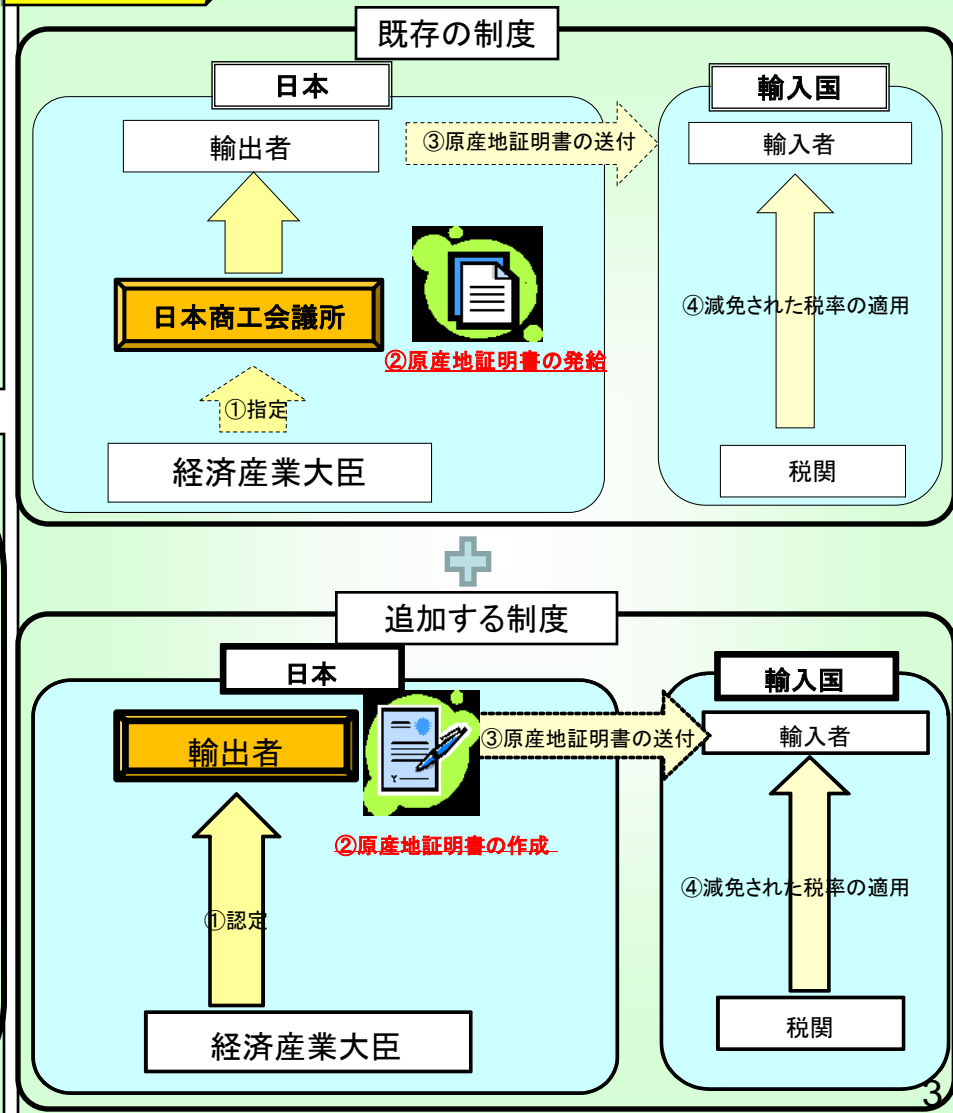
- ・経済連携協定とは、国・地域の間で、相互に関税の減免等を定める条約。我が国は、現在までに9つ※の国・地域との間で締結。  
※シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、チリ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン
- ・関税の減免措置を各協定の下で受けるためには、我が国が原産地である旨の証明書を相手国側に提出することが必要。
- ・本法は、この原産地証明書の発給手続等を定めたもの。

## 2. 法改正の背景と概要

- 【背景】
- ・本年2月19日(木)、我が国は日本・スイス経済連携協定に署名。

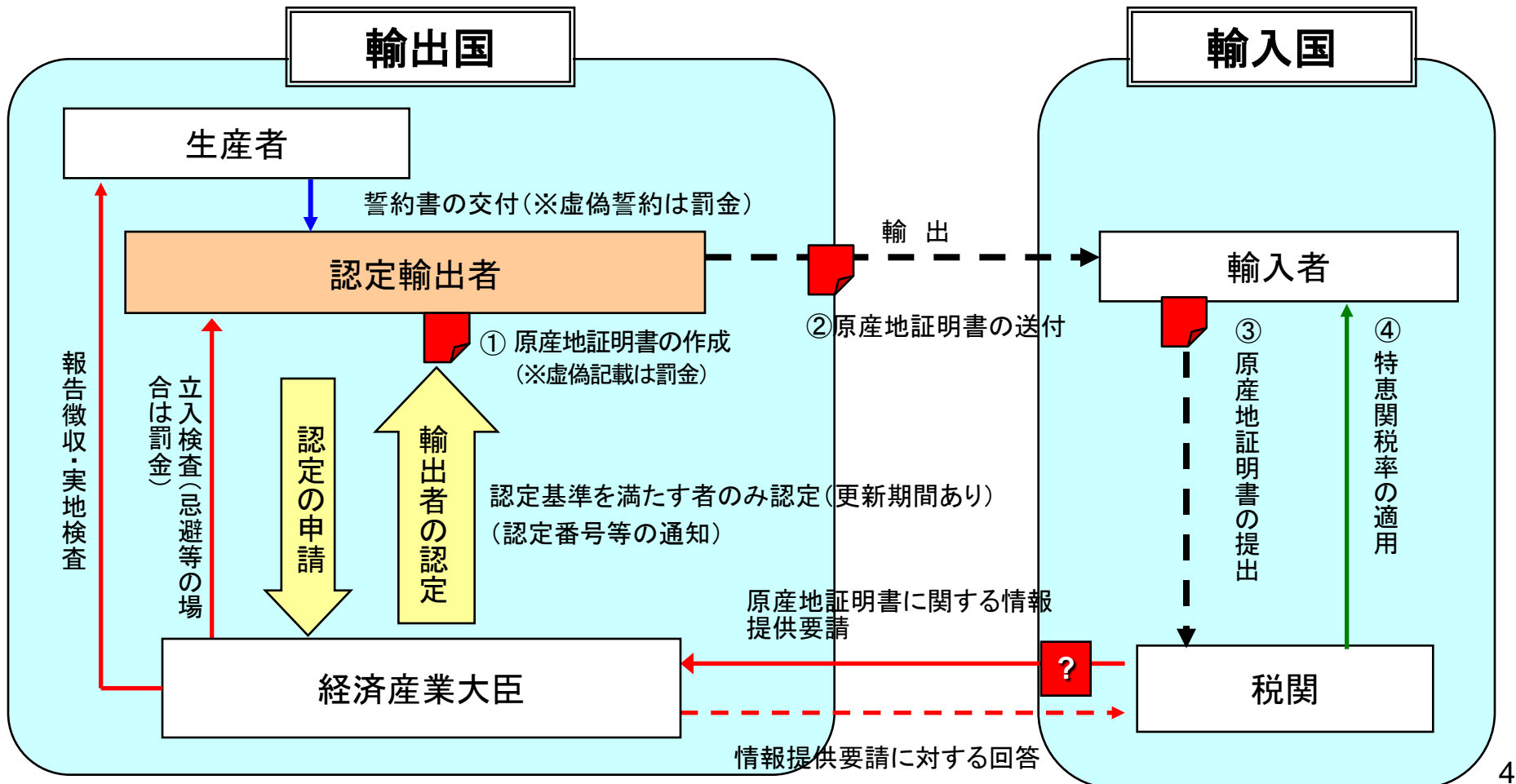
- 【概要】
- ・本協定においては、原産地証明書として、日本商工会議所が発給するものに加え、輸出者が自ら作成するものを新たに追加。
  - ・このため、本法を改正し、輸出者自ら作成する原産地証明書に関する制度を追加する。
  - ・改正法においては、
    - (i) 原産地証明書を作成することができる輸出者を経済産業大臣が認定する手続を整備するとともに、
    - (ii) 認定を受けた輸出者等における文書保存義務・罰則等を規定。

## 3. スキーム



## 新たに導入する認定輸出者自己証明制度の概要

- 経済産業大臣が認定した輸出者は原産地証明書(インボイス宣誓)を作成することが可能に。船積みの都度発生している発給申請に要するコストやリードタイムを軽減。
- 認定輸出者に対する書類保存義務、経済産業省及び誓約書交付者(生産者)への通知義務や誓約書交付者に対する書類保存義務を規定。
- 認定輸出者及び誓約書交付者の不正行為に対する罰則を規定。



## 2. 認定基準について

## 認定輸出者に係る認定基準の概要

◎原産地証明書を適確に作成できる「知識」と「能力」を有するものとして、基準を満たす輸出者をMETIが認定。協定の認定輸出者の条件に照らして、METI省令で具体的な基準を規定。具体的には……………。

(1) 現行法の原産地証明書を定期的に受給していること。

(2) 原産地証明書の作成を適確に行う為に必要な社内体制を有していること。

①「原産地証明書作成担当者」の配置

②「法令業務責任者」の配置

③「統括責任者」の配置

④「経済産業省との連絡体制」を整備していること

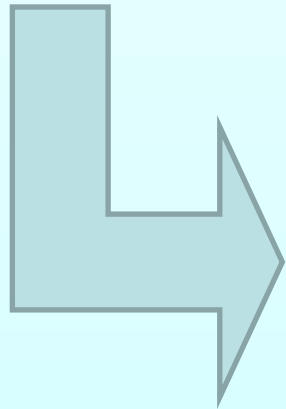
⑤「生産者との連絡体制」を整備していること



“CO受給実績と社内体制の5つの確認事項”

## (1) 原産地証明書の受給実績について

“現行法の原産地証明書を定期的に受給していること”  
とは……？



日スイス協定については、  
当面、半年で8回以上の指定発給  
機関からの特定原産地証明書の  
受給実績<sup>(注)</sup>があることを要件。

(注)これまで日本が締結してきたEPA締約国向けのCOを含む。

## (2) 適切な社内体制について

### ①「原産地証明書作成担当者」の配置 とは……？

➡ これまでの特定原産地証明書の発給申請又は原産品判定依頼の実務経験がある者が配置されていること。

### ②「法令業務責任者」の配置 とは……？

➡ 原産品に係る資料・情報等書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等を適確に行う者が配置されていること。

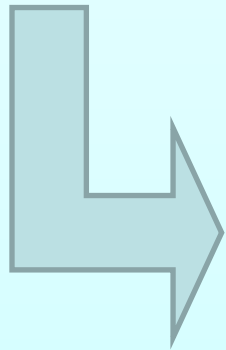
### ③「統括責任者」の配置 とは……？

➡ ・社内の証明書作成業務全体を総括管理する者を指す。  
・①及び②の者に対する指揮監督権限が明確化or連絡・連携体制が整備されていることが要件。

上記①～③の者は、同一事務所内に全員がいることも可。  
また、1人が全て兼任することも可。

## (2) 適切な社内体制について

- ④「経済産業省との連絡体制」を整備していること  
とは……？
- ⑤「生産者との連絡体制」を整備していること  
とは……？



相手国や経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、社内及び生産者との適切な情報収集・協力体制ができていること。

### 3. 認定申請手続について

- (1) 申請対象者
- (2) 認定申請書類
- (3) 申請の受付及び審査
- (4) その他

## (1) 申請対象者：輸出者

(注)現時点では、スイス向け輸出のみ利用可能。

## (2) 認定申請書類：認定申請書 & 添付書類

### ◎認定申請書の記載事項；（申請手引きの記入例を参照）

- 輸出する物品の品名及び関税番号
- 生産者から誓約書をもらう場合の当該生産者の氏名
- 認定基準に適合している旨の説明 等

- 証明書作成業務に係る社内運営体制及び方法
- 統括責任者・法令業務責任者・証明書作成担当者各々の適格性
- METIからの照会等に対する社内連絡体制
- 生産者との連絡・協力体制の構築状況 等

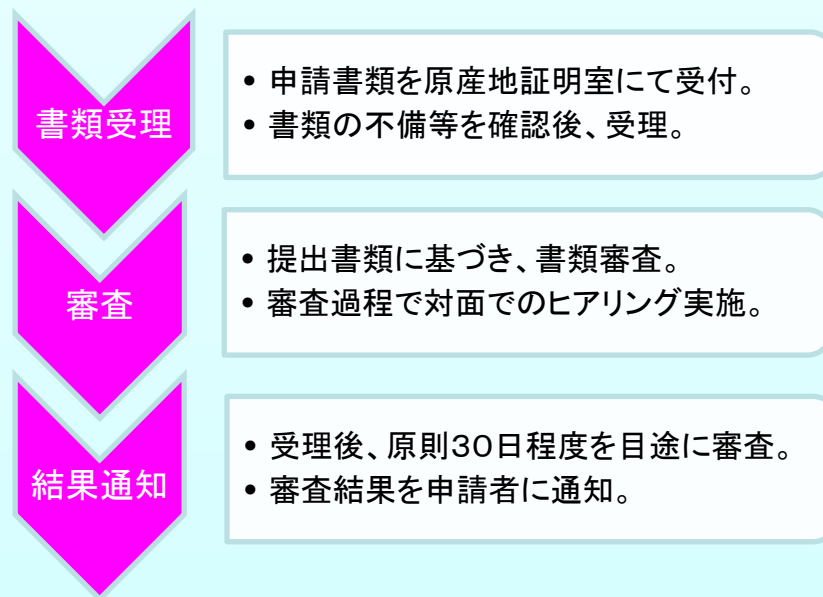
### ◎添付書類；

- 定款、登記事項証明書及び役員の名簿・略歴
- 原産地法の欠格条項に該当しない旨の誓約書
- スイス協定及び原産地法の規定を遵守する旨の誓約書 等

## （3）申請の受付及び審査

◎申請の受付は、METI原産地証明室にて。

◎認定審査は、書面及びヒアリングでの審査。



◎認定した場合には、申請者に認定番号を付与。

## (4) その他

### ① 登録免許税の納付;

- 登録免許税法により、認定を受けた者に対して登録免許税(9万円)が課税。
- 納付方法は、認定後1箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、領収証をMETI原産地証明室に提出。
- 認定更新時には課税されず。

### ② 認定後の手続について;

#### (変更の届出)

- 認定申請時から、
  - (ア)「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
  - (イ)「証明書作成を行う事務所の所在地」や「輸出する物品の品名」に関し変更する場合には、あらかじめ、METI原産地証明室に届出の必要。

#### (認定の更新)

- 認定の有効期間は3年。3年ごとに認定の更新手続の必要。
- 更新時に実費を勘案した更新手数料を納付する必要。  
(窓口申請:5,000円、電子申請:4,550円)